

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和7年 4月 1日

株式会社マイ・コンピュータ・ソフト

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者には支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条5項）
令和6年度における情報提供を下記の通り公開いたします。
このマージン率は、以下の計算式で算出します。

派遣料金の平均額

－

派遣労働者の賃金の平均額

マージン率

=

派遣料金の平均額

対象期間：令和6年3月1日～令和7年2月28日

(1) 派遣労働者の数	13人
(2) 派遣先の数	4社
(3) 派遣料金の平均額 (8h 平均)	29,695円 (消費税込 32,664円)
(4) 派遣労働者の賃金の平均額 (8h 平均)	15,352円
(5) マージン率	48.3% ※マージンには、以下のようなものが含まれています ・雇用主負担の社会保険料 (労災・雇用・厚生年金・健康保険) ・派遣労働者のキャリアアップ教育訓練実施費用(有給) ・派遣労働者が取得する有給休暇等に充当した費用 ・派遣労働者に貸与するPC、携帯電話等の費用 ・待機賃金(非稼働社員の賃金) ・管理、事業運営などにあたる労働者の人件費 ・営業活動費用・オフィス賃料・社員寮借上家賃等 ※弊社では、正社員雇用を原則とした、いわゆる常用型派遣のみ行っており登録型派遣社員はおりません。
(6) 労使協定を締結しているか 否かの別等	①弊社は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づき 労使協定方式を締結しております。 ②当該協定の対象となる派遣労働者の範囲 ・ソフトウェア開発の業務に従事する従業員 ③当該協定の有効期間の終期 ・令和8年3月31日

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

(7) 派遣労働者のキャリア形成 支援制度に関する事項	教育訓練 若手社員研修（2回／年） 中堅（リーダー）研修（2回／年）
--------------------------------	--

キャリアコンサルティングの相談窓口 高橋 宜弘 TEL 0238-21-5517

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人あたりの 平均実施時間
若手社員研修	2～3年目の 派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間
中堅社員研修	4年目以降の 派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給	8時間

(8) 福利厚生に関する事項	年次有給休暇、定期健康診断、退職金（中退共）、生命保険、 全体報告会（夏・冬）、モバイル端末支給制度、サークル活 動支援制度
----------------	--